



使用開始日:2016年8月11日

スパークス・アジア中東株式ファンド (資産成長型)

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書(請求目論見書)

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号

[照会先]

ホームページ <http://www.sparx.co.jp/>

電話番号 03-6711-9200(受付時間:営業日の9:00~17:00)

<受託会社> [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行います。投資対象とする投資信託証券は、値動きのある外国株式などを投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資しますので為替の変動により、基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

有価証券届出書提出日	: 平成 28 年 2 月 10 日
発行者名	: スパークス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 阿部 修平
本店の所在の場所	: 東京都品川区東品川二丁目 2 番 4 号 天王洲ファーストタワー 平成 28 年 6 月 13 日より、東京都港区港南一丁目 2 番 70 号 品川シーズンテラス
届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称	: スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)
届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額	: 1 兆円を上限とします
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 28 年 2 月 10 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成 28 年 2 月 11 日に発生しております。

金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する交付の請求があったときに直ちに交付しなければならない目論見書(請求目論見書)は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。なお、請求目論見書の交付を請求した場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

2016 年 8 月 11 日付でファンドの名称を「日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)」から「スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)」に変更いたしました。

- ・投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

委託会社の照会先

基準価額・販売会社等につきましては、以下までお問い合わせください。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【ホームページ】<http://www.sparx.co.jp/>

【電話番号】 03-6711-9200

(受付時間: 営業日の 9:00~17:00)

目次

	頁番号
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	3
第1 【ファンドの状況】	3
1 【ファンドの性格】	3
2 【投資方針】	10
3 【投資リスク】	18
4 【手数料等及び税金】	22
5 【運用状況】	28
第2 【管理及び運営】	33
1 【申込（販売）手続等】	33
2 【換金（解約）手続等】	34
3 【資産管理等の概要】	35
4 【受益者の権利等】	39
第3 【ファンドの経理状況】	40
1 【財務諸表】	42
2 【ファンドの現況】	62
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	63
第三部 【委託会社等の情報】	64
第1 【委託会社等の概況】	64
1 【委託会社等の概況】	64
2 【事業の内容及び営業の概況】	65
3 【委託会社等の経理状況】	66
4 【利害関係人との取引制限】	87
5 【その他】	87
< 添付 > 約款	88

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）（以下「ファンド」といいます。）

2016年8月11日付でファンドの名称を「日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）」から「スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）」に変更いたしました。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権です。（元本は1口＝1円）

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

原則として午後3時までに、購入申込が行われかつ当該購入申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。

* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：ア中東成）他、販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）および委託会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 http://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-6711-9200 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(5)【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額は、申込金額の中から差し引かせていただきます。ただし、収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

「スイッチング」により受益権を取得する場合、手数料はかかりません。

「スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）」と「スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）」との間で、スイッチングを行うことができます。

詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって購入申込ができます。

詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成28年2月11日から平成29年2月10日までです。

* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社については、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 http://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-6711-9200 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は販売会社（上記(8)申込取扱場所）が指定する日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社でお取扱します。

販売会社については、上記(8)申込取扱場所をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は以下の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行は行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は1兆円です。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信 / 海外 / 株式」に分類されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産 ()
追加型投信	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類定義 >

1. 単位型投信・追加型投信による商品分類 : 追加型投信
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 投資対象地域による商品分類 : 海外
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象資産(収益の源泉)による商品分類 : 株式
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファ ンド	あり ()
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券		アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット	()	(中東)		
属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))				
資産複合 ()				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(注) ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

< 属性区分定義 >

- 投資対象資産による属性区分 : その他資産(投資信託証券(株式 一般))
目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
- 決算頻度による属性区分 : 年1回
目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 投資対象地域による属性区分 : アジア、オセアニア及び中近東(中東)
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域、オセアニア地域及び中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 投資形態による属性区分 : ファンド・オブ・ファンズ
社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 為替ヘッジによる属性区分 : 為替ヘッジなし
目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

前記記載は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの特色

1. アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。

世界経済を牽引しているアジア太平洋諸国と今後急速な発展が期待される中東諸国の株式に注目します。

アジア太平洋諸国および中東諸国の株式への投資にあたっては、コーポレート・ガバナンスに着目しつつ地域特性を勘案し、配当収益の確保を目指します。また投資機会を広げることで、キャピタル・ゲインの獲得も目指します。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. 毎年11月10日（休業日の場合は翌営業日）に、決算を行います。
3. アジアのオルタナティブ運用において世界最大級のSPARXグループの一員であるスパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドが実質的に運用を行います。
アジア地域に特化したオルタナティブ運用で培った運用力を活用し、徹底した企業調査に基づき投資を行います。

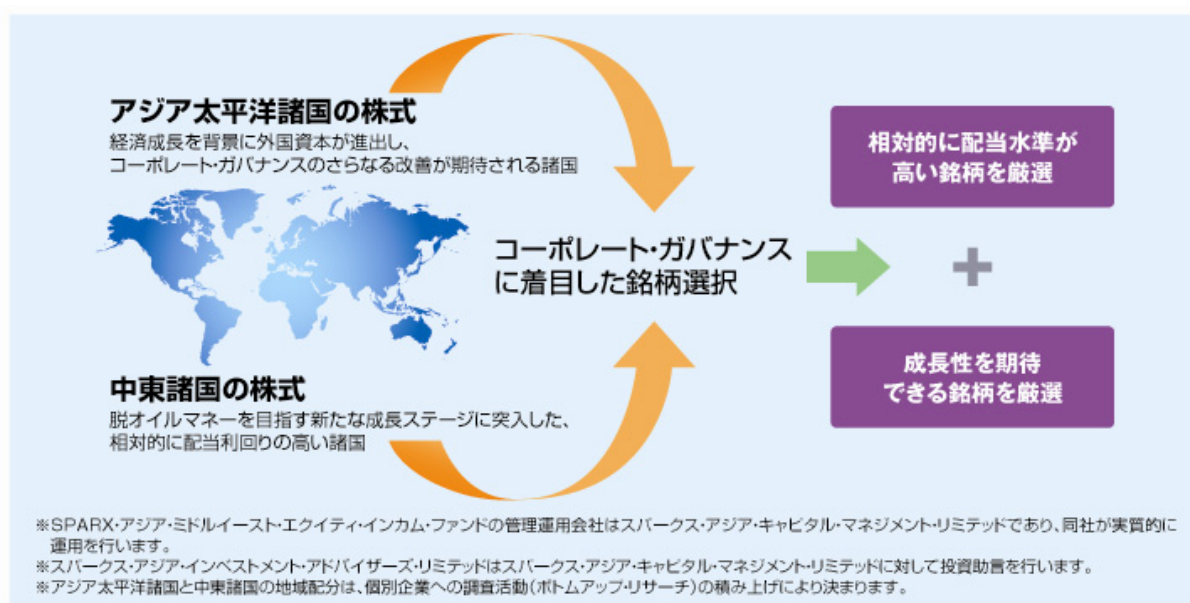
香港に拠点を構え、アジア中東諸国に根ざした投資活動を行います。

（注）2016年8月11日付で、当ファンドの投資先外国籍ファンドであるケイマン籍円建外国投資法人の名称を「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」から「SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」に変更いたしました。
なお、過去データ等の情報の場合は、旧名称で表示する場合があります。（以下同じ。）

ファンドにおける収益の源泉

アジア太平洋諸国および中東諸国の株式からコーポレート・ガバナンスに着目、地域特性を勘案して厳選した銘柄に投資を行い、高水準のインカム・ゲインの追求を目指します。

また、投資機会を広げることでキャピタル・ゲインの獲得を目指します。



■ 主な投資対象国 ■

世界経済を牽引している「アジア太平洋諸国」と今後急速な発展が期待される「中東諸国」に注目します。

SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドの投資対象国の一例

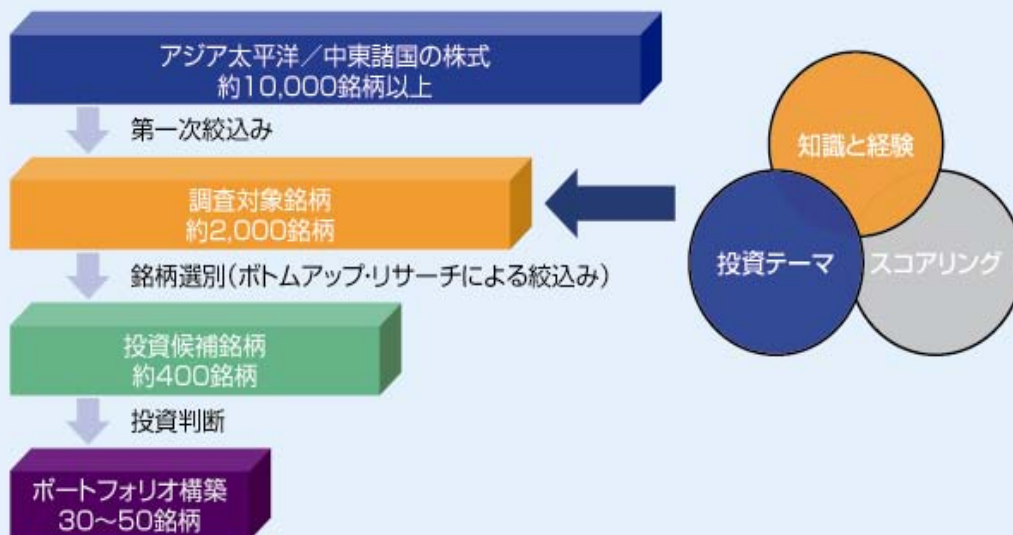


※市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。
 ※SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドはアジア太平洋諸国(除く日本)と中東諸国の株式等に実質的に投資を行います。
 ※上記は投資対象国の一例を示しておりますが、すべての国に投資するものではなく、上記以外の国へ投資する場合があります。UAEはアラブ首長国連邦の略称です。
 出所:スパークス・アセット・マネジメント(2016年5月31日現在)

■ ポートフォリオの構築プロセス ■

日本・韓国での経験と徹底した現場リサーチを元に、アジア太平洋・中東諸国における、質の高い企業を厳選し、バランス型の分散ポートフォリオを構築いたします。

SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドの投資プロセス



※上記は、過去の実績等は将来の結果を保証、示唆するものではありません。
 ※記載された意見や予測などについては、資料作成時点での見解を示すものであり、今後予告なしに変更されることがあります。
 出所:スパークス・アセット・マネジメント(2016年5月31日現在)

市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成20年11月12日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成28年 8月11日 ファンドの名称を「日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)」から「スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)」に変更

平成28年 8月11日 信託期間を平成39年11月10日まで延長

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

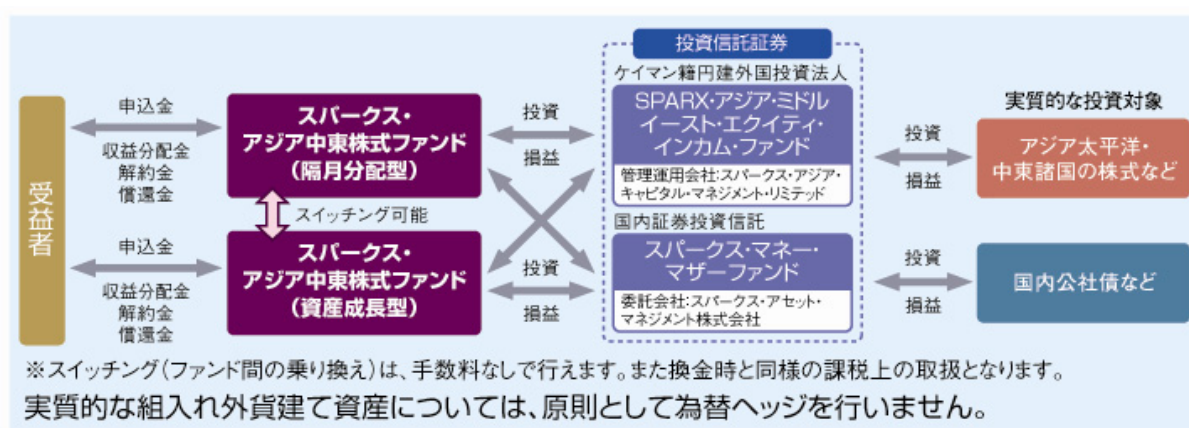
主に投資信託証券への投資を通じて、アジア太平洋諸国(除く日本)と中東諸国の株式等に実質的に投資を行います。

具体的には、以下の投資信託証券に投資を行います。

- ・ケイマン籍円建外国投資法人:「SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」
- ・国内証券投資信託:「スパークス・マネー・マザーファンド受益証券」

スイッチング

「スパークス・アジア中東株式ファンド(隔月分配型)」と「スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)」との間で、スイッチングを行うことができます。スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申しいたください。お申込の際に、スイッチングの旨をご指示ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。



(注) 2016年8月11日付で上記ケイマン籍円建外国投資法人の名称を「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」から「SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」に変更いたしました。

分配金を定期的に受け取りたい

「隔月分配型」

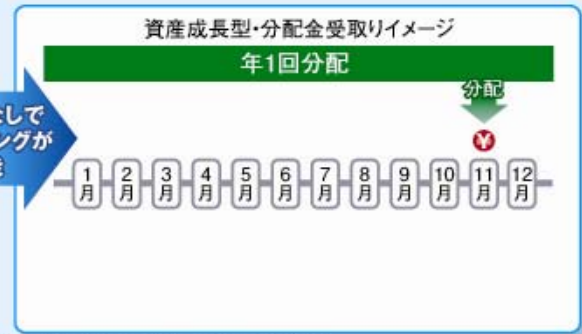
インカム収益を原資として、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の決算時(各月10日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行うことを目指します。毎年5月、11月の決算時には、隔月の分配相当額に加え基準価額水準等を勘案し、キャピタル・ゲイン等(為替差益を含む)を原資とした実績分配を行うことを目指します。



資金の流出を抑えて運用効率のアップを目指す

「資産成長型」

毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。

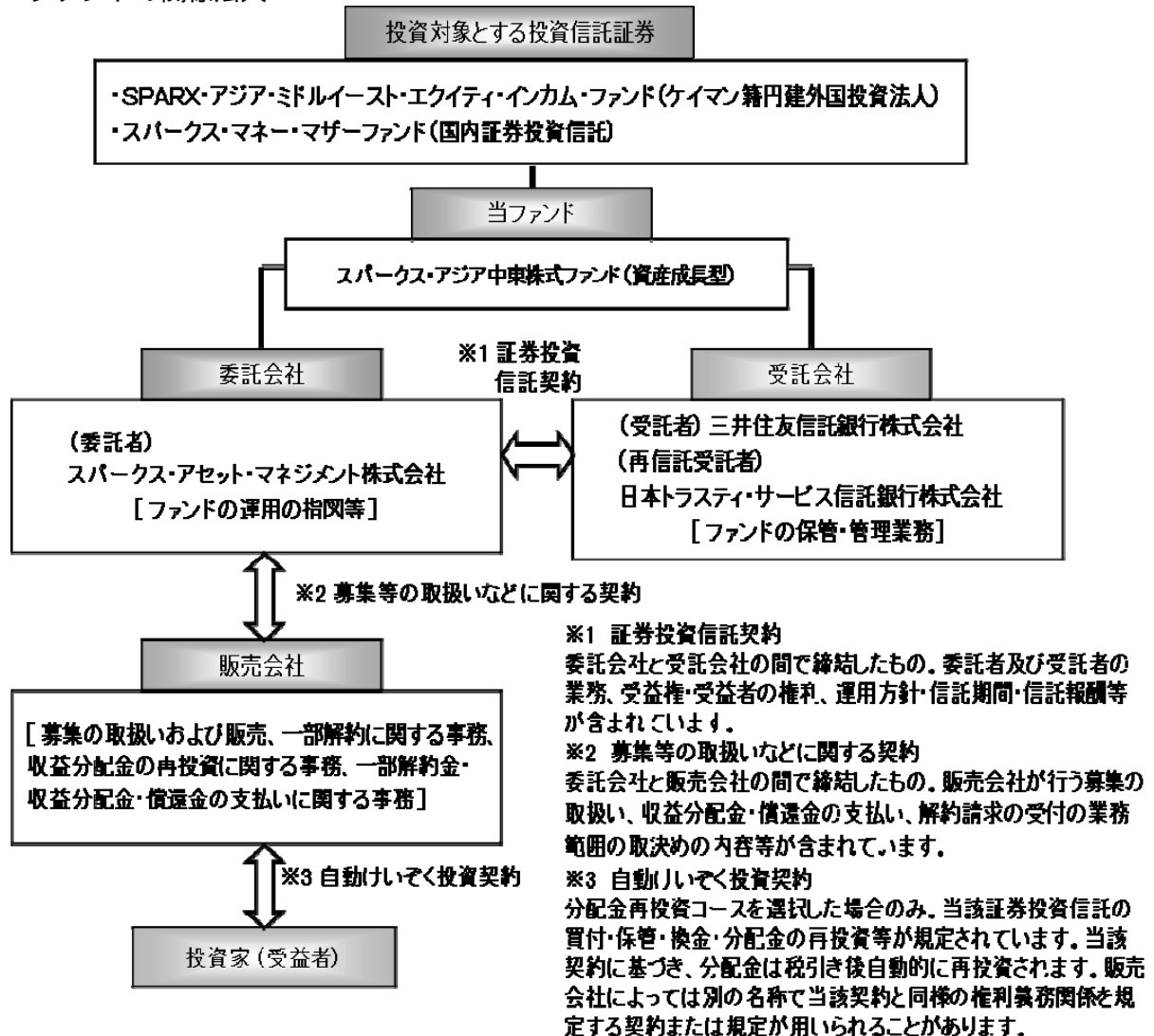


※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いをお約束するものではありません。

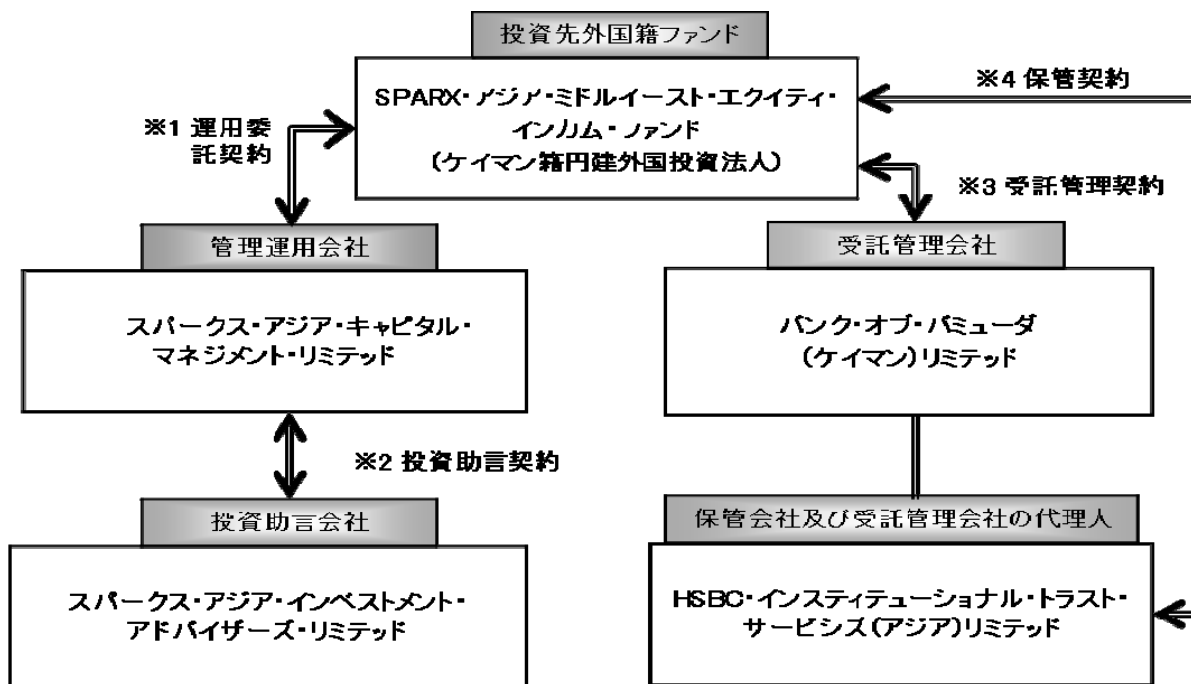
隔月分配型と資産成長型は手数料なしでスイッチングが可能です。スイッチングは、換金時と同様の課税上の取扱いとなります。

※スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申し込みいただけます。お申込の際に、スイッチングの旨をご指示ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

ファンドの関係法人



・投資先外国籍ファンド（ケイマン籍円建外国投資法人）の関係法人



1 運用委託契約

投資先外国籍ファンドと管理運用会社との間で締結される運用委託契約で、投資先外国籍ファンドの投資方針に従って、管理運用会社に委託される投資運用の内容等が定められています。また、管理運用会社が、投資助言会社からの投資助言を受けて投資運用を行うことが定められています。

2 投資助言契約

管理運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約で、投資助言会社が管理運用会社に対して、投資先外国籍ファンドの投資方針に従って、投資助言を行う内容等が定められています。

3 受託管理契約

投資先外国籍ファンドと受託管理会社との間で締結されるファンド管理業務に係る受託管理契約で、受託管理会社に委託される投資先外国籍ファンドの管理運営業務の内容（ファンドの受託業務並びに管理事務（基準価額算出、報告等）業務及び登録名義書換業務）等が定められています。

また、委託される投資先外国籍ファンドの管理業務を代理人に再委託することが定められています。

4 保管契約

投資先外国籍ファンドと保管会社との間で締結されるファンド資産の保管業務に係る保管契約で、保管会社に委託される投資先外国籍ファンド資産の保管業務等の内容（ファンド資産の保管業務並びにファンドの管理事務業務の代行業務及び登録名義書換業務の代行業務）等が定められています。

委託会社の概況

a．資本金 25億円（平成28年5月末日現在）

b．会社の沿革

平成18年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。

平成18年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。
投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。

平成22年 7月 スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

c．大株主の状況（平成28年6月13日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、以下の投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン籍円建外国投資法人：「SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」

国内証券投資信託：「スパークス・マネー・マザーファンド受益証券」

- ・投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主として投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。詳しい投資対象は以下の通りです。

1. この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1) 為替手形

追加的記載事項 投資対象とする投資信託証券の概要

・SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド（ケイマン籍円建外国投資法人）

運用の基本方針	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象 投資方針	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等を主要投資対象とします。 アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等への投資にあたっては、コーポレート・ガバナンスに着目しつつ地域特性を勘案し、配当収益の確保を目指します。また投資機会を広げることで、キャピタル・ゲインの獲得も目指します。
主な投資制限	1 銘柄の組入は、原則として純資産総額の10%を限度とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
収益分配	平成20年4月末以降、毎年4月末、6月末、8月末、10月末、12月末、2月末を基準日として、基準価額水準、市況動向等を勘案し、収益分配を行います。

信託報酬	運用報酬は純資産総額に対して年率1%。その他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。
基準通貨	円
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
解約手数料	なし
その他の費用	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入資産の保管費用・管理費用等。 その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
設定日	平成19年12月3日
管理運用会社	スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッド
投資助言会社	スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド

(注) 2016年8月11日付で上記投資信託証券の名称を「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド(ケイマン籍円建外国投資法人)」から「SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド(ケイマン籍円建外国投資法人)」に変更いたしました。

・スパークス・マネー・マザーファンド(国内証券投資信託)

運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長を図ることを目標として安定運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	主としてわが国の公社債に投資を行い利息等収益の確保を図ります。
主な投資制限	株式(新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
収益分配	なし
信託報酬	なし
基準通貨	円
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
解約手数料	なし
その他費用	有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入資産の保管費用・管理費用等。 その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
設定日	平成19年11月30日
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社

上記各投資信託証券の概要は、平成28年5月末日現在のものであり、今後、内容が変更となる場合があります。

投資対象とする有価証券(約款第15条第1項)は以下の通りです。

1. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもの)

をいいます。)

4. 投資証券もしくは外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、1.を以下「公社債」といい、3.および4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品(約款第15条第2項)は以下の通りです。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの投資先外国籍ファンドである「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド(ケイマン籍円建外国投資法人)」は、アジアのオルタナティブ運用において世界最大級のSPARXグループの一員であるスパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドが実質的に運用を行います。

<委託会社>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

日本で数少ない国内の独立系資産運用会社です。

親会社であるスパークス・グループは、2001年12月に資産運用会社として日本で初めてJASDAQに上場しました(8739)。

欧米や中東などのグローバルな顧客基盤を有しています。

<投資先外国籍ファンドの管理運用会社>

スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッド

SPARXグループ傘下のファンド運営子会社であり、投資先外国籍ファンドの運営管理を担当しています。

<投資先外国籍ファンドの投資助言会社>

スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド

SPARXグループの一員であり、アジア地域への投資やオルタナティブ投資を強みとする投資助言会社です。

スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドに対して投資助言を行っています。

香港に拠点を構え、多数の投資プロフェッショナルを有しています。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成28年5月末日現在）

運用調査部門	
・ 日本株式ロング・ショート投資戦略	・ 外部委託運用
・ 日本株式中小型・集中投資戦略	・ 日本株式環境・クリーンテック投資戦略
・ 日本株式長期厳選投資戦略	・ 株主責任投資戦略

共有のリサーチ・プラットフォーム
ファンドマネージャー兼アナリスト 11名
アナリスト 4名

トレーディング室
トレーダー 2名

当社においては、創業以来「マクロはミクロの集積である。」との一貫した投資哲学の下、運用調査の担当者自身が個々の企業に対して経営者との面談を含む深度ある調査を積み重ねています。その知見と経験に基づく個々の企業の投資価値に対する高い評価能力が、当ファンドの銘柄選択と投資判断を支えております。調査結果及びその分析と評価等は、運用戦略の区分を超えて日本株の運用調査に携わる全てのファンド・マネージャーとアナリストが共有し、その内容を検討し、調査や評価の手法と能力の向上にチームとして取組み、個人の力量に過度に依存しない安定的な運用体制の維持に努めております。従って、当社が運用するファンドの投資判断を担うためには、その基盤となる調査や評価について当社固有の知見や手法を会得する必要があり、ファンド・マネージャーには、他社における運用経験だけでは不十分であり、当社での十分な調査経験が必要とされます。

平成28年5月末日現在において、日本株の運用調査に携わる人員数は15人、運用経験年数は総計約203年（平均約13年）、また当社での運用経験年数合計は、約151年（平均約10年）となっております。また、日本証券アナリスト保有者11名、米国証券アナリスト検定会員（C F A）保有者4名、海外M B A保有者5名となっております。

なお、当ファンドは、下記のチーフ・インベストメント・オフィサー（以下、「C I O」といいます。）の指揮・監督の下、C I Oに指名されたファンド・マネージャーが日々の具体的な運用を担当します。運用に係る最終的な責任はC I Oが担っております。

藤村 忠弘

当社取締役 チーフ・インベストメント・オフィサー（C I O）

日本証券アナリスト協会検定会員、米国証券アナリスト検定会員（C F A）

1986年に国内の投信委託会社に入社、米国留学等を経て、

1999年7月に当社入社以降、継続して日本株式の運用調査部門に所属。

運用経験年数：約26年（他社での運用経験：約9年、当社での運用経験：約17年）

意思決定プロセス

a. ファンド・マネージャーは、C I Oの指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向

分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」（10～20名程度）での審議を求めます。

b. C I Oは投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月2回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

c. 上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理規程」及び「投資政策委員会規程」に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」（10～20名程度）においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

議決権の行使指図に関する基本的考え方

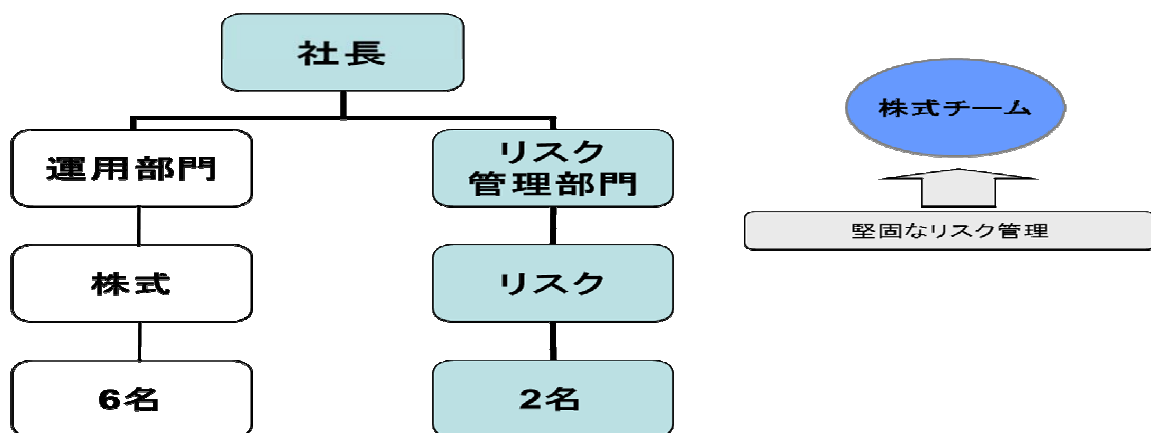
当ファンドは、主として個々の企業に対する調査を重視した銘柄選択と投資判断に基づく運用を行っており、当該企業の経営方針等に賛同できる企業を投資先として選定した場合には、会社提案に賛成の意思表示を行うのが通常ですが、指図に先立ち、全ての議案につき株主利益の向上に資するかを検証しております。なお、多数の議案を短期間に検証する必要もあり、議案の類型毎に行役ガイドラインと運営プロセスは社内にて規則化されており、議決権の適切な行使に努めております。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社を含む）からは、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を定期的に受領して検証し、必要な場合には受託会社の運営体制を実査することとしております。

スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドにおける投資助言体制
(平成28年5月末日現在)

スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドは、香港を本拠地とするSPARXグループの一員であり、アジア地域への投資やオルタナティブ投資を強みとする投資助言会社です。



< 投資助言責任者 >

Poh Chung Fong(ポー チュン フォン)

アジア株式運用チーム・ファンド・マネージャー

MBA・CFA資格保持者

運用経験年数：約16年(他社での運用経験：約2年、当社での運用経験：約14年)

上記のファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の決算時(原則として11月10日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

上記の分配方針は将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該分配金に係る決算日以前に設定された受益権で購入申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

1) 投資信託証券、短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

2) 外貨建資産への投資制限(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3) 投資信託証券への投資制限(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること(投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。)が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

4) 有価証券先物取引等への投資制限(約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

5) 資金の借入れ(約款第24条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

6) デリバティブ取引等の投資制限(約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資を行う投資信託証券(以下、「組入投資信託証券」といいます。)における金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。)については、ヘッジ目的に限定して行われるものであり、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、各組入投資信託証券におけるデリバティブ取引等(デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)の残高に係る想定元本の合計額は各組入投資信託証券の純資産総額を超えないとする旨を各組入投資信託証券の信託契約書、目論見書等において規定しております。

7) 信用リスク集中回避のための投資制限(約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質的な比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<法令に定められた投資制限>

1) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に

係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

2) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図を行わないものとします。

上記を管理する方法として、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2「信用リスク集中回避のための投資制限」第1項において規定される一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことといたします。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行います。投資対象とする投資信託証券は、値動きのある外国株式などを投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資しますので為替の変動により、基準価額は変動します。**従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**従って、預金保険の対象外です。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、実質的に外国株式を主要な投資対象としますので、当ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2) 新興国市場への投資リスク

当ファンドは、実質的に新興国市場への投資も行います。新興国市場への投資は先進国への投資と比較して価格変動、流動性、為替変動、政治要因等のリスクが高いと考えられています。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。国有化、資産の収用、あるいは通貨の回金の制限等により、かかる国への投資はリスクを増大させることがあり、その結果、重大な損失が生じる場合があります。

(3) 為替変動リスク

当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。外国為替相場の変動により投資を行う投資対象国の通貨建て資産の価格が変動し、これにより基準価額が変動し、損失を生じる場合があります。

(4) 流動性リスク

当ファンドは流動性の低い資産に投資をする場合があります、市場規模や取引量が少ない場合、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、重大な損失が生じる場合があります。

(5) 信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の変動の影響を受けますので、対象とする企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合には、当該債券の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(6) 一部解約による資金流出等に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。

(7) 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。当ファンドが主要投資対象の一つとする「スパークス・マネー・マザーファンド」は、本邦通貨表示の短期の公社債を中心に投資を行いますので、金利上昇は当ファンドの基準価額を下落させる要因となることがあります。

<その他の留意点>

システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に設定・解約等ができないこともあります。また、これらにより、一時的に当ファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

当ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

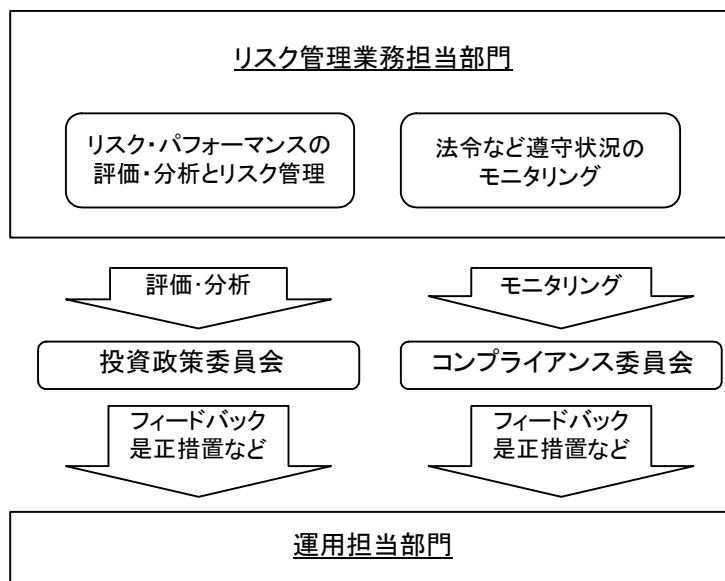
また、投資対象とする地域の中では、金融市場や証券市場にかかる法令・制度などが先進国と比較して未整備であったり先進国とは異なったりすること、法令・制度・税制・決済ルールに変更が加えられる可能性が先進国よりも高いと考えられること、市場取引の仲介業者等の固有の事情から、投資行動に予期せぬ制約を受けたり、様々な要因から投資成果への悪影響や損失を被ったりする可能性があります。

購入・換金等に関する留意点

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（スイッチングを含みます。）申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金（スイッチングを含みます。）の申込受付を取り消すことができます。
- ・信託期間中の香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等には、購入・換金（スイッチングを含みます。）申込の受付は行いません。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

< リスクの管理体制 >

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



上記リスク管理体制は平成28年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<ご参考> SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドの管理体制
スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドのリスク管理部門から、日々ベースでファンドの保有銘柄の価格・流動性リスクならびにパフォーマンス分析など、モニタリング等の報告を受けて評価を行います。委託会社においてもスパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドのリスク管理部門のモニタリング等の報告の詳細を参照して、当該ファンドに係るリスク管理を行っております。

上記リスク管理体制は平成28年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(注) 2016年8月11日付で上記ケイマン籍円建外国投資法人の名称を「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」から「SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」に変更いたしました。

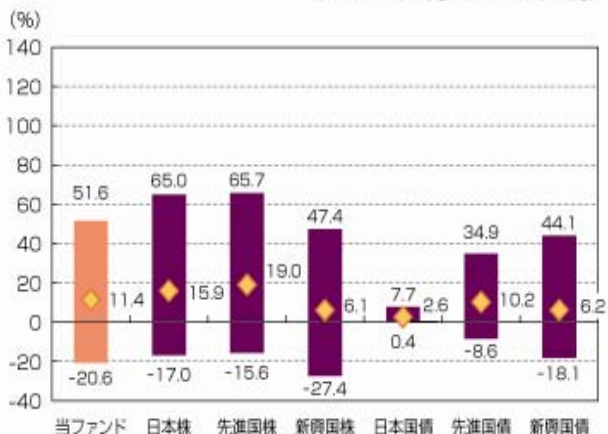
参考情報

<スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)>

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
(2011年6月～2016年5月)



■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2011年6月～2016年5月)



※上記グラフは、2011年6月～2016年5月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※上記グラフは、2011年6月～2016年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社およびその許諾者に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出、公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

新興国債：シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

シティ新興国市場国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出、公表されている、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額は、申込金額の中から差し引かせていただきます。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。

「スイッチング」による購入申込の場合、手数料はかかりません。

「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

ファンドの申込手数料（購入時手数料）等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社にお問い合わせ下さい。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 http://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-6711-9200 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

申込手数料（購入時手数料）は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（換金）時の手数料はありません。信託財産留保額ははありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.9234%（税抜0.855%）の率を乗じて得た金額とします。

運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社間の配分は次の通りです。（税抜）

委託会社	販売会社	受託会社
年0.17%	年0.65%	年0.035%

< 支払先の役務の内容 >

委託会社	販売会社	受託会社
ファンドの運用、開示書類等の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

< 投資対象とする外国投資信託 >

「SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」における運用報酬

は、純資産総額に対して年率1%。その他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。

上記費用は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として各関係法人に支弁されます。関係法人の詳細については前述の「ファンドの関係法人」を参照ください。

< 実質的な負担 >

受益者が実質的にご負担いただく信託報酬率（概算）は1.9234%程度（税込）となります。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドにおける実際の当該ファンドの組入れ状況や純資産額等によっては、実質的な信託報酬は変動します。

(4) 【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、原則としてその都度信託財産から支弁されます。

投資対象ファンドについては、上記の他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料等に係る費用です。

外貨建資産の保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用です。

上記に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権にかかる費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正も含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書（訂正事項分を含みます。）の作成、販売用資料、商品内容説明用資料の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
8. 会計監査費用

会計監査費用は、ファンドの監査人に対する報酬および費用です。

委託会社は、上記の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.108%（税抜0.10%）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記の諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

『その他の手数料等』は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

- () 投資者の皆さまからご負担いただく上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）との損益通算が可能です。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について平成49年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となります。平成50年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取

得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(注) 上記は平成28年5月末日現在のものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(注) 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」及び未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<ご参考>

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

上記は、平成28年5月末日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」及び未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

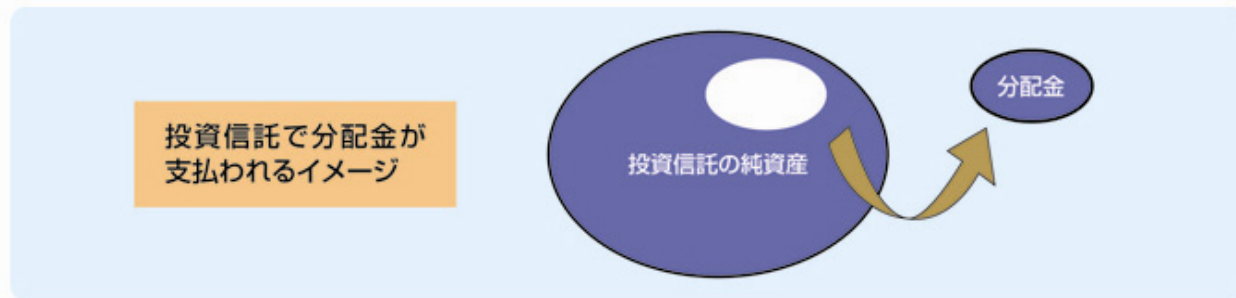
法人の場合は上記とは異なります。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項 収益分配金に関する留意事項

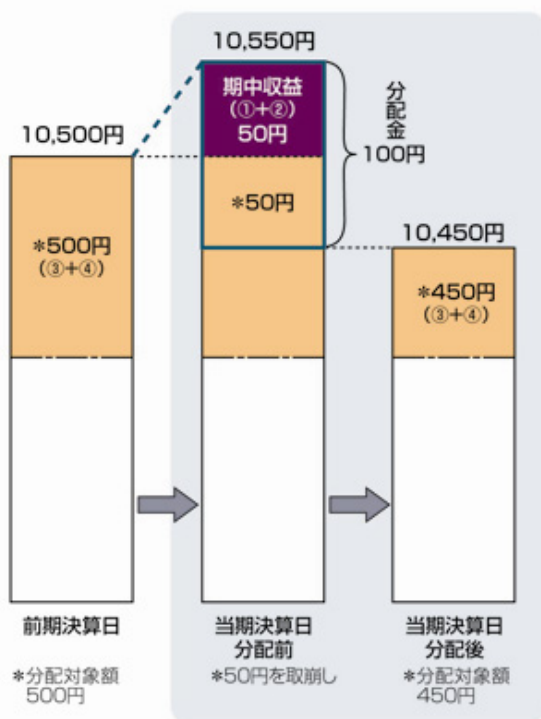
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



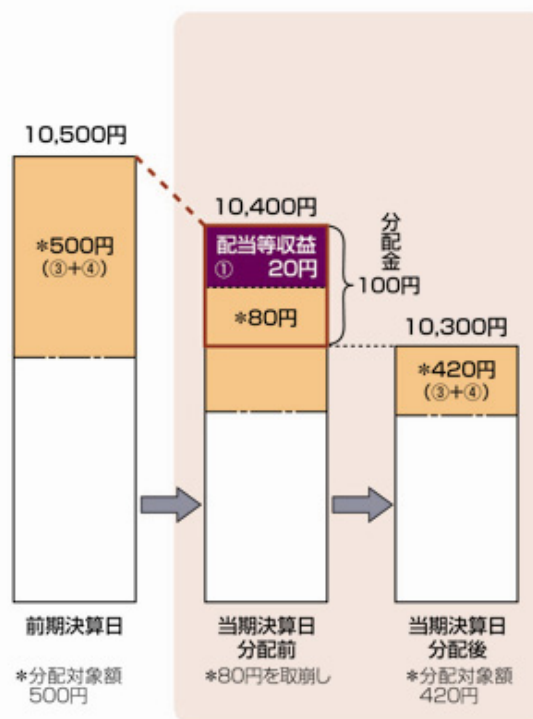
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

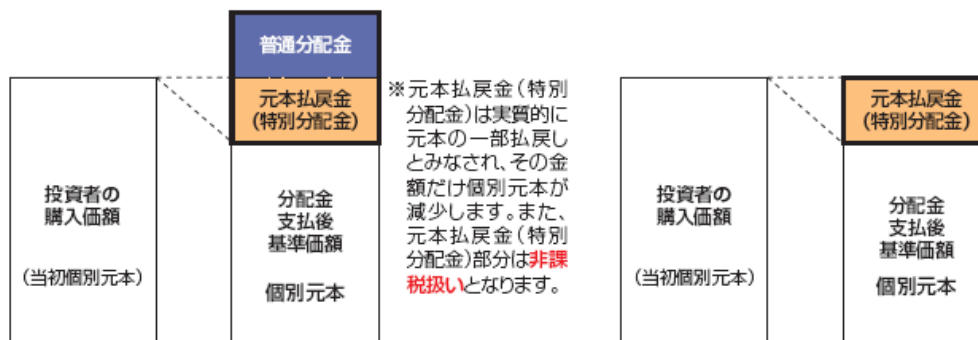
- ①配当等収益（経費控除後）
- ②有価証券売買益・評価益（経費控除後）
- ③分配準備積立金
- ④収益調整金

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金) 分配金)の額だけ減少します。

5【運用状況】

以下は2016年5月31日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ケイマン諸島	27,815,774	86.01
親投資信託受益証券	日本	10,817	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,511,946	13.95
合計(純資産総額)		32,338,537	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価 (円) 下段：評価単価 (円)	上段：簿価金額 (円) 下段：評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資証券	PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド	-	3,202	10,047.10 8,687.00	32,170,801 27,815,774	86.01
2	日本	親投資信託受益証券	スパークス・マネー・マザーファンド	-	10,659	1.0125 1.0148	10,792 10,817	0.03

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/ 外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	-	0.03
投資証券	外国	-	86.01
合計			86.05

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) スパークス・マネー・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	10,044,000	99.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		59,940	0.59
合計(純資産総額)		10,103,940	100.00

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価	上段：簿価金額	投資 比率 (%)	
						(円)	(円)		
						下段：評価単価	下段：評価金額		
						(円)	(円)		
1	日本	国債証券	第355回中期 国債2年	0.1% 2017年8月15日	10,000,000	100.18	10,018,400	99.41	
						100.44	10,044,000		

(注) 国債証券の業種欄には、利率、償還日を表示しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/ 外国	業種	投資比率 (%)
国債証券	国内	-	99.41
合計			99.41

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2009年11月10日)	41,423,880	41,423,880	1.4878	1.4878
2期	(2010年11月10日)	21,525,858	21,525,858	1.6003	1.6003
3期	(2011年11月10日)	16,069,318	16,069,318	1.5386	1.5386
4期	(2012年11月12日)	17,824,974	17,824,974	1.7046	1.7046
5期	(2013年11月11日)	23,583,042	23,583,042	2.2707	2.2707
6期	(2014年11月10日)	36,594,119	36,594,119	2.7343	2.7343
7期	(2015年11月10日)	34,869,521	34,869,521	2.6935	2.6935
	2015年5月末日	44,016,559		3.0233	
	2015年6月末日	42,865,274		2.8710	
	2015年7月末日	41,165,074		2.8267	
	2015年8月末日	35,330,297		2.5559	
	2015年9月末日	32,263,071		2.4704	
	2015年10月末日	34,433,359		2.6589	
	2015年11月末日	34,078,254		2.6196	
	2015年12月末日	34,163,610		2.5908	
	2016年1月末日	31,971,528		2.3941	
	2016年2月末日	30,975,402		2.3414	
	2016年3月末日	33,240,282		2.4623	
	2016年4月末日	33,249,220		2.4563	
	2016年5月末日	32,338,537		2.4005	

【分配の推移】

期	計算期間		1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2008年11月12日	至 2009年11月10日	0.0000
2期	自 2009年11月11日	至 2010年11月10日	0.0000
3期	自 2010年11月11日	至 2011年11月10日	0.0000
4期	自 2011年11月11日	至 2012年11月12日	0.0000
5期	自 2012年11月13日	至 2013年11月11日	0.0000
6期	自 2013年11月12日	至 2014年11月10日	0.0000
7期	自 2014年11月11日	至 2015年11月10日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2008年11月12日 至 2009年11月10日	1.0000	1.4878	48.78
2期	自 2009年11月11日 至 2010年11月10日	1.4878	1.6003	7.56
3期	自 2010年11月11日 至 2011年11月10日	1.6003	1.5386	3.86
4期	自 2011年11月11日 至 2012年11月12日	1.5386	1.7046	10.79
5期	自 2012年11月13日 至 2013年11月11日	1.7046	2.2707	33.21
6期	自 2013年11月12日 至 2014年11月10日	2.2707	2.7343	20.42
7期	自 2014年11月11日 至 2015年11月10日	2.7343	2.6935	1.49
8期(中間期)	自 2015年11月11日 至 2016年5月10日	2.6935	2.3383	13.19

(注) 収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額(分配落の額。以下「前期末純資産額」という。)を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2008年11月12日 至 2009年11月10日	28,988,525	1,145,222
2期	自 2009年11月11日 至 2010年11月10日	7,658,970	22,050,777
3期	自 2010年11月11日 至 2011年11月10日	3,081,863	6,089,234
4期	自 2011年11月11日 至 2012年11月12日	1,674,246	1,661,140
5期	自 2012年11月13日 至 2013年11月11日	4,908,158	4,979,362
6期	自 2013年11月12日 至 2014年11月10日	9,040,632	6,043,291
7期	自 2014年11月11日 至 2015年11月10日	7,011,009	7,448,518
8期(中間期)	自 2015年11月11日 至 2016年5月10日	2,382,361	1,789,316

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

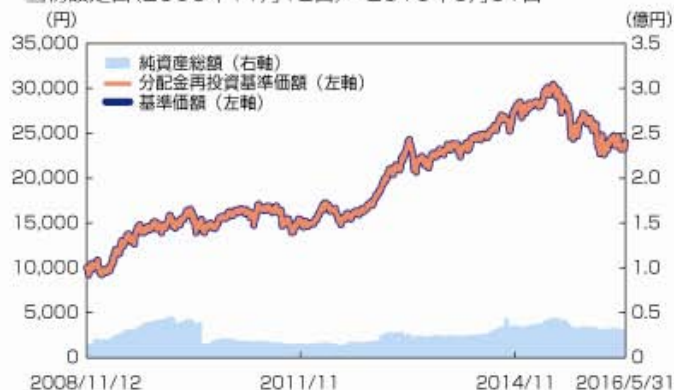
運用実績(資産成長型)

(2016年5月31日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2008年11月12日)~2016年5月31日



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、税引前の分配金を再投資したものと計算したものです。

■基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	24,005円
純資産総額	0.3億円

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	
第7期	2015年11月	0円
第6期	2014年11月	0円
第5期	2013年11月	0円
第4期	2012年11月	0円
第3期	2011年11月	0円
設定来累計		0円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■ファンドの資産配分

資産の種類	比率
PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド	86.0%
スパークス・マネー・マザー・ファンド	0.0%
現金等	14.0%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■組入投資信託証券の資産の状況

(PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド)

通貨別配分

通貨	比率
1 香港ドル	36.8%
2 豪ドル	19.1%
3 台湾ドル	11.5%
4 韓国ウォン	10.2%
5 シンガポールドル	4.8%
その他	17.6%
合計	100.0%

業種別配分

業種	比率
1 資本財	21.3%
2 金融	18.1%
3 情報技術	14.8%
4 公益事業	14.5%
5 電気通信サービス	13.1%
その他	18.2%
合計	100.0%

*業種は世界産業分類基準(GICS)の分類に基づきます。

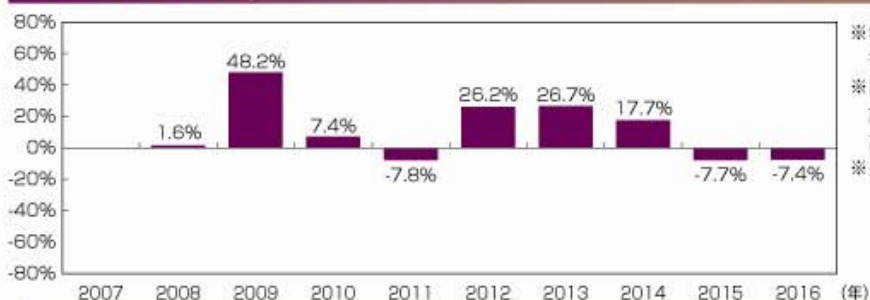
(注)上記の組入投資信託証券である「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」は、2016年8月11日付で名称を「SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」に変更いたしました。本頁では、2016年5月31日現在の情報を開示しておりますので旧名称で表記しております。

地域・国別配分

地域	国名	比率	比率
アジア太平洋	香港	25.2%	87.2%
	オーストラリア	17.7%	
	台湾	10.7%	
	中国	9.9%	
	その他	23.7%	
中東	UAE	3.1%	5.7%
	カタール	1.5%	
	モロッコ	1.1%	
現金等	—	7.1%	7.1%
合計		100.0%	100.0%

*スパークス・アジアの内部データを元に、スパークス・アセット・マネジメントが作成。
 *比率はPMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドを100%とした場合の構成比です。
 *P-NOTEやADR等に投資している銘柄の通貨は、現地通貨ベースで算出しています。
 P-NOTEとは、株式や株価指数の価格変動に運用成果が連動する債券のことです。
 ADRとは、主に米国で取引される、株式を代替する預託証券のことです。

年間収益率の推移



※年間収益率は税引前の分配金を再投資したものと計算したものです。

※2008年は設定日(2008年11月12日)から年末までの収益率、2016年は1月1日から5月末までの収益率を表示しています。

※当ファンドはベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入申込

購入申込

購入申込単位は販売会社が別に定める単位とします。

なお、収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入申込不可日

原則として販売会社の営業日に購入申込いただけます。

ただし、販売会社の営業日であっても、以下に該当する日は購入（スイッチングを含みます。）申込の受付は行いません。

- ・香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日等
- ・英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日
- ・ケイマンの銀行休業日

詳しくは販売会社までお問い合わせ下さい。

(2) 購入申込時限

ファンドの購入申込の受付は、原則として午後3時までに購入申込が行われ、かつ当該購入申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(3) 購入申込に係る制限

委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の購入申込（スイッチングを含みます。）に対して制限を設けることがあります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入（スイッチングを含みます。）申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入（スイッチングを含みます。）の申込受付を取り消すことができます。

(4) 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(5) 購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。「スイッチング」による購入申込の場合、手数料はかかりません。「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。詳しくは販売

会社までお問い合わせください。

(6) 購入代金の支払い

販売会社が指定する期日までに購入代金を販売会社にお支払ください。

ファンドの購入申込の単位、申込手数料(購入時手数料)および購入申込不可日等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社にお問い合わせ下さい。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 http://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-6711-9200 (受付時間：営業日の9:00~17:00)

* 購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

(1) 換金申込

換金申込

換金申込の単位は、販売会社が別に定める単位とします。

換金申込不可日

原則として販売会社の営業日に換金申込ができます。

ただし、販売会社の営業日であっても、以下に該当する日は換金(スイッチングを含みます。)申込の受付は行いません。

- ・ 香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日等
- ・ 英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日
- ・ ケイマンの銀行休業日

詳しくは販売会社までお問い合わせ下さい。

(2) 換金申込時限

ファンドの換金申込の受付は、原則として午後3時までに換金申込が行われ、かつ当該換金申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。

(4) 換金制限

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金（スイッチングを含みます。）申込受付を中止することおよびすでに受付けた換金（スイッチングを含みます。）の申込受付を取り消すことができます。換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。

(5) 換金（解約）手数料

換金（解約）時の手数料はありません。

(6) 換金代金の支払い

換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。

ファンドの換金単位、換金価額および換金申込不可日等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社にお問い合わせ下さい。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 http://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-6711-9200 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

* 換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：ア中東成）他、販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）および委託会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 http://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-6711-9200 (受付時間：営業日の9：00～17：00)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成20年11月12日（当初設定日）から平成39年11月10日までとします。

ただし、下記（5）その他 ファンドの償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年11月11日から翌年11月10日とすることを原則とします。なお、第1計算期間は、信託契約締結日から平成21年11月10日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

年1回の決算時（原則として11月10日。休業日の場合は翌営業日）に約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件

- イ．委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が20億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ロ．委託会社は、イの事項に従い、信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．ロの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ.口の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

ホ.口から二までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、口から二までに規定するこの信託契約を解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

ヘ.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了します。

ト.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は下記「信託約款の変更」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などのうち、重要な事項を記載した「交付運用報告書」(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を作成し、原則として販売会社を通じて受益者へ交付します。

また、委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp/>

上記の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

信託約款の変更

イ.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ.委託会社は、イの事項(イの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの

に該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ.口の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ.口の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ホ.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ.口からホまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト.イからへの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

分配金受取コースを選択の場合、収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

分配金再投資コースを選択の場合、収益分配金は税引後自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

償還金については、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

反対者の買取請求権の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還、または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用は受けません。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- 2) 財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第7期計算期間（平成26年11月11日から平成27年11月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成28年1月8日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森重俊寛 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）の平成26年11月1日から平成27年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）の平成27年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】
 日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)
 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第6期計算期間末 (平成26年11月10日現在)	第7期計算期間末 (平成27年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,159,317	3,868,866
投資証券	29,189,643	31,555,576
親投資信託受益証券	10,791	10,792
未収利息	2	1
流動資産合計	37,359,753	35,435,235
資産合計	37,359,753	35,435,235
負債の部		
流動負債		
未払解約金	599,535	363,998
未払受託者報酬	6,088	7,399
未払委託者報酬	142,669	173,249
その他未払費用	17,342	21,068
流動負債合計	765,634	565,714
負債合計	765,634	565,714
純資産の部		
元本等		
元本	13,383,368	12,945,859
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	23,210,751	21,923,662
(分配準備積立金)	8,162,760	5,359,783
元本等合計	36,594,119	34,869,521
純資産合計	36,594,119	34,869,521
負債純資産合計	37,359,753	35,435,235

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期計算期間		第7期計算期間	
	自	平成25年11月12日 至 平成26年11月10日	自	平成26年11月11日 至 平成27年11月10日
営業収益				
受取配当金		1,000,090		1,178,125
受取利息		811		465
有価証券売買等損益		4,250,652		1,830,841
営業収益合計		5,251,553		652,251
営業費用				
受託者報酬		10,613		14,345
委託者報酬		248,554		336,000
その他費用		30,208		40,866
営業費用合計		289,375		391,211
営業利益又は営業損失()		4,962,178		1,043,462
経常利益又は経常損失()		4,962,178		1,043,462
当期純利益又は当期純損失()		4,962,178		1,043,462
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		1,152,625		192,065
期首剰余金又は期首欠損金()		13,197,015		23,210,751
剰余金増加額又は欠損金減少額		14,689,204		13,111,563
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		14,689,204		13,111,563
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,485,021		13,163,125
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		8,485,021		13,163,125
分配金		10		10
期末剰余金又は期末欠損金()		23,210,751		21,923,662

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期計算期間	
	自 平成26年11月11日	至 平成27年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 「投資証券」 移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額で評価しております。 (2) 「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 「受取配当金」 受取配当金は、原則として投資信託受益証券、もしくは投資証券の収益分配金落ち日において、収益分配金額を計上しております。 (2) 「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期計算期間末	第7期計算期間末
	(平成26年11月10日現在)	(平成27年11月10日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	13,383,368口	12,945,859口
2 1口当たり純資産額	2.7343円	2.6935円
(1万口当たり純資産額)	(27,343円)	(26,935円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期計算期間	第7期計算期間
自 平成25年11月12日	自 平成26年11月11日
至 平成26年11月10日	至 平成27年11月10日
1 分配金の計算過程 該当事項はありません。	1 分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期計算期間 自 平成26年11月11日 至 平成27年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行っています。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	金融商品の内容 当ファンドの当計算期間において投資した金融商品の種類は、以下の通りであります。 ・有価証券 当ファンドが当計算期間の末日時点で保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 有価証券関係」の通りであります。 ・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 金融商品に係るリスク 当ファンドは、以下のリスクを内包しております。 A) 市場リスク ・株価等変動リスク ・金利変動リスク ・為替変動リスク B) 流動性リスク C) 信用リスク
3. 金融商品に係るリスク管理体制	弊社では、上記2の に掲げるリスクを適切に管理するため、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。体制としては、リスク管理業務担当部門を中心として、リスク管理を行っています。また、リスク管理業務担当部門を中心として、随時レビューが行われる他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行われます。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドの時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期計算期間
	自 平成26年11月11日 至 平成27年11月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	<p>有価証券</p> <p>有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期計算期間	第7期計算期間
自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日	自 平成26年11月11日 至 平成27年11月10日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

区分	第6期計算期間	第7期計算期間
	自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日	自 平成26年11月11日 至 平成27年11月10日
期首元本額	10,386,027円	13,383,368円
期中追加設定元本額	9,040,632円	7,011,009円
期中一部解約元本額	6,043,291円	7,448,518円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
	第6期計算期間末 (平成26年11月10日現在)	第7期計算期間末 (平成27年11月10日現在)
投資証券	3,843,431	1,589,873
親投資信託受益証券	7	1
合計	3,843,438	1,589,872

3. デリバティブ取引関係

第6期計算期間 自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日	第7期計算期間 自 平成26年11月11日 至 平成27年11月10日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成27年11月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成27年11月10日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
投資証券	PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド	3,133	31,555,576	
合計		3,133	31,555,576	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	スパークス・マネー・マザーファンド	10,659	10,792	
合計		10,659	10,792	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(その他の注記)3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

参考情報

当ファンドは、「スパークス・マネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・マネー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成26年11月10日現在)	(平成27年11月10日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,561,724	3,552,062
国債証券		10,006,800	10,018,400
未収利息		1,431	2,214
前払費用		931	136
流動資産合計		13,570,886	13,572,812
資産合計		13,570,886	13,572,812
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	13,404,978	13,404,978
剰余金			
剰余金又は欠損金()		165,908	167,834
元本等合計		13,570,886	13,572,812
純資産合計		13,570,886	13,572,812
負債純資産合計		13,570,886	13,572,812

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年11月11日 至 平成27年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「国債証券」 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会の売買統計値（平均値）の何れかに基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

区 分	(平成26年11月10日現在)	(平成27年11月10日現在)
1. 期首	平成25年11月12日	平成26年11月11日
期首元本額	33,167,824 円	13,404,978 円
期首より計算期間末日までの追加設定元本額	- 円	- 円
期首より計算期間末日までの一部解約元本額	19,762,846 円	- 円
計算期間末日における元本の内訳		
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）	13,394,319 円	13,394,319 円
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）	10,659 円	10,659 円
(合計)	13,404,978 円	13,404,978 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	13,404,978 口	13,404,978 口
3. 1口当たり純資産額	1.0124 円	1.0125 円
(1万口当たり純資産額)	(10,124 円)	(10,125 円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成27年11月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成27年11月10日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第355回中期国債2年	10,000,000	10,018,400	
合計		10,000,000	10,018,400	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
- 2) 中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第8期中間計算期間(平成27年11月11日から平成28年5月10日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第3条第1項に基づく中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書


平成28年7月1日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森重 俊 寛 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 雅 人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）の平成27年11月11日から平成28年5月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）の平成28年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年11月11日から平成28年5月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表
 日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)
 (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第7期計算期間末 (平成27年11月10日現在)	第8期中間計算期間末 (平成28年5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	4,921,838
コール・ローン	3,868,866	-
投資証券	31,555,576	26,957,638
親投資信託受益証券	10,792	10,821
未収利息	1	-
流動資産合計	35,435,235	31,890,297
資産合計	35,435,235	31,890,297
負債の部		
流動負債		
未払解約金	363,998	64,664
未払受託者報酬	7,399	6,142
未払委託者報酬	173,249	143,876
その他未払費用	21,068	17,806
流動負債合計	565,714	232,488
負債合計	565,714	232,488
純資産の部		
元本等		
元本	12,945,859	13,538,904
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	21,923,662	18,118,905
(分配準備積立金)	5,359,783	4,682,383
元本等合計	34,869,521	31,657,809
純資産合計	34,869,521	31,657,809
負債純資産合計	35,435,235	31,890,297

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 平成26年11月11日 至 平成27年5月10日	第8期中間計算期間 自 平成27年11月11日 至 平成28年5月10日
営業収益		
受取配当金	547,885	615,225
受取利息	280	75
有価証券売買等損益	2,146,870	5,213,134
営業収益合計	2,695,035	4,597,834
営業費用		
受託者報酬	6,946	6,142
委託者報酬	162,751	143,876
その他費用	19,798	17,806
営業費用合計	189,495	167,824
営業利益又は営業損失()	2,505,540	4,765,658
経常利益又は経常損失()	2,505,540	4,765,658
中間純利益又は中間純損失()	2,505,540	4,765,658
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	210,343	364,850
期首剰余金又は期首欠損金()	23,210,751	21,923,662
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,502,681	3,606,720
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,502,681	3,606,720
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,807,897	3,010,669
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,807,897	3,010,669
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	28,200,732	18,118,905

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第8期中間計算期間	
	自 平成27年11月11日 至 平成28年5月10日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 「投資証券」 移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額で評価しております。	
	(2) 「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 「受取配当金」 受取配当金は、原則として投資信託受益証券、もしくは投資証券の収益分配金落ち日において、収益分配金額を計上しております。	
	(2) 「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第7期計算期間末 (平成27年11月10日現在)	第8期中間計算期間末 (平成28年5月10日現在)
1 中間計算期間末日における受益権の総数	12,945,859口	13,538,904口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.6935円 (26,935円)	2.3383円 (23,383円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間 自 平成26年11月11日 至 平成27年5月10日	第8期中間計算期間 自 平成27年11月11日 至 平成28年5月10日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期中間計算期間	
	自 平成27年11月11日	至 平成28年5月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。	
2. 時価の算定方法	<p>有価証券</p> <p>有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。</p>	

(その他の注記)

1. 元本の移動

区分	第7期計算期間	第8期中間計算期間
	自 平成26年11月11日 至 平成27年11月10日	自 平成27年11月11日 至 平成28年5月10日
期首元本額	13,383,368円	12,945,859円
期中追加設定元本額	7,011,009円	2,382,361円
期中一部解約元本額	7,448,518円	1,789,316円

2. デリバティブ取引関係

第7期計算期間	第8期中間計算期間
自 平成26年11月11日 至 平成27年11月10日	自 平成27年11月11日 至 平成28年5月10日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「スパークス・マネー・マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・マネー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成27年11月10日現在)	(平成28年5月10日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		-	57,078
コール・ローン		3,552,062	-
国債証券		10,018,400	10,047,400
未収利息		2,214	2,295
前払費用		136	-
流動資産合計		13,572,812	10,106,773
資産合計		13,572,812	10,106,773
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	13,404,978	9,955,682
剰余金			
剰余金又は欠損金()		167,834	151,091
元本等合計		13,572,812	10,106,773
純資産合計		13,572,812	10,106,773
負債純資産合計		13,572,812	10,106,773

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年11月11日
	至 平成28年5月10日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	「国債証券」 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会の売買統計値（平均値）の何れかに基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

区 分	(平成27年11月10日現在)	(平成28年5月10日現在)
1. 期首	平成26年11月11日	平成27年11月11日
期首元本額	13,404,978 円	13,404,978 円
期首より計算期間末日までの追加設定元本額	- 円	- 円
期首より計算期間末日までの一部解約元本額	- 円	3,449,296 円
計算期間末日における元本の内訳		
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）	13,394,319 円	9,945,023 円
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）	10,659 円	10,659 円
(合計)	13,404,978 円	9,955,682 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	13,404,978 口	9,955,682 口
3. 1口当たり純資産額	1.0125 円	1.0152 円
(1万口当たり純資産額)	(10,125 円)	(10,152 円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

■ 組入資産の明細 (2016年5月9日現在)

(1) 外国株式等

銘柄	株数	評価額		業種等	備考
		外貨建金額	基準通貨建金額		
(オーストラリア市場)					
Amcor Ltd	195	310	24,460	容器・包装	
Ausnet Services	4,760	764	60,358	電力	
CSL Ltd	58	641	50,663	バイオテクノロジー	
Scentre Group REIT	893	415	32,794	不動産投資信託	
TABCORP Holdings Ltd	1,639	693	54,764	カジノ・ギャンブル	
Telstra Corp Ltd	2,581	1,453	114,778	主要通信	
Transurban Group	1,651	2,043	161,382	その他輸送	
Westfield Corp REIT	729	763	60,256	不動産投資信託	
小計	株数・金額 銘柄数<比率>	12,506 8銘柄	7,082 -	559,454 <17.7%>	
(中国市場)					
Zhengzhou Yutong Bus Co Ltd A Shrs	959	1,991	32,945	建設・農業機械	
小計	株数・金額 銘柄数<比率>	959 1銘柄	1,991 -	32,945 <1.0%>	
(香港市場)					
AIA Group Ltd	2,314	10,309	143,017	生命・健康保険	
Beijing Enterprises Holdings Ltd	385	1,450	20,110	コングロマリット	
Brilliance China Automotive Holdings Ltd	2,760	2,042	28,335	自動車	
CK Hutchison Holdings Ltd	280	2,595	36,007	コングロマリット	
China Mobile Ltd	345	2,953	40,970	無線通信	
China Overseas Land & Investment Ltd (HKSE)	620	1,404	19,482	不動産開発	
China State Construction International Holdings Ltd (HKSE)	5,860	6,528	90,565	建設・土木	
Guangdong Investment Ltd	7,840	8,624	119,642	コングロマリット	
Haier Electronics Group Co Ltd	3,800	4,704	65,265	電化製品	
Hong Kong Exchanges & Clearing Ltd (HKSE)	236	4,359	60,472	投資銀行・ブローカー	
Jiangsu Expressway Co Ltd H Shrs	5,400	5,692	78,961	その他輸送	
Power Assets Holdings Ltd	1,855	14,181	196,742	電力	
Sands China Ltd	12	33	453	カジノ・ギャンブル	
Tencent Holdings Ltd	321	4,979	69,071	インターネット・ソフトウェアサービス	
Zhejiang Expressway Co Ltd H Shrs	9,920	7,698	106,795	その他輸送	
小計	株数・金額 銘柄数<比率>	41,948 15銘柄	77,551 -	1,075,885 <34.1%>	
(インドネシア市場)					
Telekomunikasi Indonesia Persero Tbk	11,148	4,024,428	32,589	主要通信	
小計	株数・金額 銘柄数<比率>	11,148 1銘柄	4,024,428 -	32,589 <1.0%>	
(韓国市場)					
Hotel Shilla Co Ltd	63	438,760	40,380	デパート	
Hyundai Department Store Co Ltd	34	482,860	44,439	デパート	
Hyundai Motor Co	20	266,122	24,492	自動車	

銘柄	株数	評価額		業種等	備考
		外貨建金額	基準通貨建金額		
(韓国市場)	百株	千韓国ウォン	千円		
KCC Corp	4	167,688	15,433	建設資材	
KT Corp	122	389,239	35,823	主要通信	
Kakao Corp	22	228,723	21,050	インターネット・ソフトウェアサービス	
Kangwon Land Inc	97	434,449	39,984	カジノ・ギャンブル	
Orion Corp	2	185,270	17,051	製菓業	
Samsung Electronics Co Ltd	6	727,440	66,948	通信機器	
小計	株数・金額	371	3,320,551	305,600	
	銘柄数<比率>	9銘柄	—	< 9.7%>	
(マレーシア市場)	百株	千マレーシアリンギット	千円		
British American Tobacco Malaysia	225	1,062	28,489	タバコ	
Malayan Banking	2,845	2,492	66,822	地方銀行	
小計	株数・金額	3,070	3,554	95,311	
	銘柄数<比率>	2銘柄	—	< 3.0%>	
(フィリピン市場)	百株	千フィリピンペソ	千円		
Emperador Inc	10,583	8,445	19,300	アルコール飲料	
Philippine Long Distance Telephone Co (MANI)	173	28,652	65,477	主要通信	
Puregold Price Club Inc	1,244	4,970	11,357	食品小売り	
Universal Robina Corp	445	9,100	20,796	製菓業	
小計	株数・金額	12,445	51,167	116,930	
	銘柄数<比率>	4銘柄	—	< 3.7%>	
(シンガポール市場)	百株	千シンガポールドル	千円		
ComfortDelgro Corp Ltd	1,161	323	25,460	その他輸送	
Global Logistic Properties Ltd	5,590	1,006	79,372	不動産開発	
Singapore Technologies Engineering	1,409	452	35,678	航空宇宙・防衛	
小計	株数・金額	8,160	1,781	140,511	
	銘柄数<比率>	3銘柄	—	< 4.5%>	
(タイ市場)	百株	千タイバーツ	千円		
Advanced Info Service Pcl NVDR	932	14,073	43,130	無線通信	
小計	株数・金額	932	14,073	43,130	
	銘柄数<比率>	1銘柄	—	< 1.4%>	
(台湾市場)	百株	千台湾ドル	千円		
Giant Manufacturing Co Ltd	730	13,512	44,850	娯楽用品	
Gigabyte Technology Co Ltd	3,110	10,807	35,872	電気部品	
MediaTek Inc	570	11,172	37,083	半導体	
President Chain Store Corp	560	12,572	41,730	食品小売り	
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	3,110	45,873	152,262	半導体	
小計	株数・金額	8,080	93,936	311,797	
	銘柄数<比率>	5銘柄	—	< 9.9%>	
合計	株数・金額	99,619	—	2,714,153	
	銘柄数<比率>	49銘柄	—	< 86.0%>	

(注1) 基準通貨建金額は、当該ファンドの基準通貨（日本円）建の金額で、当該ファンドの計理基準に基づき換算されています。

(注2) < >は、当該ファンドの純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 上記の銘柄保有状況および評価額の情報は、当該ファンドの受託会社によって提供された情報に基づきますが、外部監査人による監査を受けておりません。

(2) 株価連動証券

銘柄	種類	額面/証券数	評価額		原証券情報	
			外貨建金額	基準通貨建金額	市場	業種
Deutsche Bank (Air Arabia) CWts 07/31/2017	Equity Warrants	千	千米ドル	千円		
Deutsche Bank (Air Arabia) CWts 07/31/2017	Equity Warrants	608	212	22,813	ドバイ	旅客航空輸送業
Deutsche Bank (Emirates NBD PJSC) CWts 12/27/2017	Equity Warrants	85	189	20,348	ドバイ	地方銀行
Deutsche Bank (First Gulf Bank) CWts 02/11/2019	Equity Warrants	115	394	42,444	アブダビ	地方銀行
Deutsche Bank (Maroc Telecom (CAS)) CWts 12/27/2017	Equity Warrants	25	355	38,220	カサブランカ	主要通信
Deutsche Bank (Qatar Electricity & Water Co) CWts 04/14/2017	Equity Warrants	8	462	49,705	カタール	電力
Deutsche Bank London (Dubai Islamic Bank) 03/01/2017	Equity Warrants	78	121	12,982	ドバイ	地方銀行
UBS (Housing Development Finance Corp Ltd (HDRC) (DMT) ELN 09/23/2016	Equity Linked Note	6	103	11,091	ムンバイ	銀行・金融サービス
合計	株数・金額		925	1,835	197,604	
	銘柄数<比率>		7銘柄	—	< 6.3%>	

(注1) 基準通貨建金額は、当該ファンドの基準通貨（日本円）建の金額で、当該ファンドの計理基準に基づき換算されています。

(注2) < >は、当該ファンドの純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 原証券情報は、各株価連動証券が値動きを参照している株式銘柄の情報を掲載しています。

(注4) 上記の銘柄保有状況および評価額の情報は、当該ファンドの受託会社によって提供された情報に基づきますが、外部監査人による監査を受けておりません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成28年5月31日現在)

資産総額	32,512,861 円
負債総額	174,324 円
純資産総額(-)	32,338,537 円
発行済口数	13,471,564 口
1口当たり純資産額(/)	2.4005 円

(参考) スパークス・マネー・マザーファンド

(平成28年5月31日現在)

資産総額	10,103,940 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	10,103,940 円
発行済口数	9,955,682 口
1口当たり純資産額(/)	1.0149 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益証券の再発行

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成28年5月末日現在）

資本金	25億円
発行可能株式総数	50,000株
発行済株式総数	50,000株
最近5年間における資本の額の増減	

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（平成28年5月末日現在）

経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

運用体制

1) 当ファンドでは、運用調査本部が運用・調査を担当します。下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行います。

2) 意思決定プロセス

a. ファンド・マネージャーは、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下、「CIO」といいます。）の指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」での審議を求めます。

b. CIOは投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書を

リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月2回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

- c. 上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理規程」及び「投資政策委員会規程」に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社の運用する投資信託は平成28年5月31日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	29	189,846
単位型株式投資信託	4	2,728
合計	33	192,574

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第346号

加入協会 / 日本証券業協会 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日


スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森重信彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		4,478		5,414
預託金		500		500
未収委託者報酬		298		393
未収投資顧問料		534		775
前払費用		31		66
未収収益		31		27
未収入金		4		6
繰延税金資産		128		258
その他		2		-
流動資産合計		6,009		7,442
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	61	2	1
工具、器具及び備品	2	39	2	14
有形固定資産合計		100		16
無形固定資産				
ソフトウェア		5		4
無形固定資産合計		5		4
投資その他の資産				
差入保証金		27		153
長期前払費用		3		2
投資その他の資産合計		31		156
固定資産合計		137		176
資産合計		6,147		7,619
(負債の部)				
流動負債				
預り金		73		147
未払手数料		53		76
その他未払金	3	1,020	3	1,692
未払法人税等		148		234
未払消費税等		13		104
前受金		271		-
資産除去債務		-		37
流動負債合計		1,581		2,292
固定負債				
資産除去債務		37		-
繰延税金負債		9		-
固定負債合計		46		-
特別法上の準備金				
金融商品取引責任準備金	1	0	1	0
特別法上の準備金合計		0		0
負債合計		1,627		2,292

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	27	27
その他資本剰余金	19	19
資本剰余金合計	47	47
利益剰余金		
利益準備金	120	240
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,853	2,539
利益剰余金合計	1,973	2,779
株主資本合計	4,520	5,326
純資産合計	4,520	5,326
負債純資産合計	6,147	7,619

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,405	2,779
投資顧問料収入	2,497	3,110
受入手数料	423	364
その他営業収益	4	4
営業収益計	4,330	6,257
営業費用		
支払手数料	227	664
広告宣伝費	64	154
調査費	152	149
委託計算費	17	19
営業雑経費		
通信費	13	14
印刷費	5	13
協会費	8	9
諸会費	1	2
その他	2	2
営業費用計	493	1,029
一般管理費		
給料	947	1,228
役員報酬	55	48
給料・手当	607	643
賞与	283	537
旅費交通費	78	107
事務委託費	1	1
業務委託費	250	283
不動産賃借料	69	98
租税公課	23	43
固定資産減価償却費	33	87
交際費	12	17
諸経費	63	72
一般管理費計	1,747	2,275
営業利益	2,088	2,952
営業外収益		
受取利息	1	1
受取賃貸料	5	15
為替差益	114	-
雑収入	1	0
営業外収益計	122	18
営業外費用		
為替差損	-	19
雑損失	0	1
営業外費用計	0	21
経常利益	2,211	2,949
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0
特別損失計	0	0

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
税引前当期純利益	2,211	2,949
法人税、住民税及び事業税	856	1,081
法人税等調整額	130	138
法人税等合計	726	943
当期純利益	1,484	2,006

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,500	27	19	47	-	1,688	1,688	4,235	4,235
当期変動額									
剰余金の配当						1,200	1,200	1,200	1,200
配当に伴う利益準備金積立額					120	120	-	-	-
当期純利益						1,484	1,484	1,484	1,484
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	120	164	284	284	284
当期末残高	2,500	27	19	47	120	1,853	1,973	4,520	4,520

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準備 金	その他 利益 剰余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計		
当期首残高	2,500	27	19	47	120	1,853	1,973	4,520	4,520
当期変動額									
剰余金の配当						1,200	1,200	1,200	1,200
配当に伴う利益準備 金積立額					120	120	-	-	-
当期純利益						2,006	2,006	2,006	2,006
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	120	696	806	806	806
当期末残高	2,500	27	19	47	240	2,539	2,779	5,326	5,326

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	4年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

会計上の見積りの変更

耐用年数の変更

当社は、取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。

この本社移転に伴い利用見込みのない建物附属設備等につきまして、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当事業年度に耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ62百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5	1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5
2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 28百万円 工具、器具及び備品 46百万円	2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 88百万円 工具、器具及び備品 71百万円
3. 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 654百万円	3. 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 966百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 223百万円	1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 261百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成27年3月31日	平成27年6月25日

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000	利益剰余金	40,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

有価証券及び投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,478	4,478	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	298	298	-
(4) 未収投資顧問料	534	534	-
(5) 未収収益	31	31	-
資産計	5,843	5,843	-
(1) 未払手数料	53	53	-
(2) その他未払金	1,020	1,020	-
負債計	1,074	1,074	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,478	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	298	-	-	-
未収投資顧問料	534	-	-	-
未収収益	31	-	-	-
合計	5,843	-	-	-

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,414	5,414	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	393	393	-
(4) 未収投資顧問料	775	775	-
(5) 未収収益	27	27	-
資産計	7,111	7,111	-
(1) 未払手数料	76	76	-
(2) その他未払金	1,692	1,692	-
負債計	1,769	1,769	-

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,414	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	393	-	-	-
未収投資顧問料	775	-	-	-
未収収益	27	-	-	-
合計	7,111	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	139百万円	137百万円
資産除去債務	11	11
未払事業税	31	73
未確定債務否認	97	172
金融商品取引責任準備金	0	0
その他	-	10
繰延税金資産小計	280	405
評価性引当額	151	147
繰延税金資産合計	128	258
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する資産計上額	9	0
繰延税金負債合計	9	0
繰延税金資産の純額	119	258

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
税率変更による差異等	0.4	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	
住民税均等割	0.1	
評価性引当金の増減	3.6	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8	

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.30%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は12百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度末(平成27年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度末(平成28年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:百万円)

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
1,940	1,170	842	344	32	4,330

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SPARX Overseas Ltd.	842	投信投資顧問業
A社(注)	658	投信投資顧問業

(注) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
3,627	1,717	528	303	79	6,257

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社(注)	740	投信投資顧問業

(注) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	8,517	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託 (注1) (注2)	223	未払金	83
							運用報酬等の受取 (注1) (注2)	132	未収投資顧問料	24
							配当金の支払	1,200	-	-
							連結納税による個別帰属額	568	未払金	569

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	804	未収投資顧問料	86
						販売会社	手数料の受取 (注1)	33	未収収益	7
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	25,001千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	4	未収投資顧問料	-
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都品川区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の支払 (注1) (注2)	24	未払金	23
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取 (注1) (注2)	5	未収入金	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社(株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場)

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	8,575	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託(注1)(注2)	261	未払金	77
							運用報酬等の受取(注1)(注2)	447	未収投資顧問料	181
							配当金の支払	1,200	-	-
							連結納税による個別帰属額	759	未払金	759

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注2)	科目	期末残高(百万円)(注2)
	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都品川区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	なし	本社事務所の賃貸	賃貸料の受取(注1)(注2)	7	未収入金	2
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都品川区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の支払(注1)	37	未払金	30
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取(注1)	8	未収入金	2

SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	500	未収投資顧問料	94
					業務の委託	業務委託報酬の受取 (注1)	4	未収入金	1
					販売会社	手数料の受取 (注1)	24	未収収益	4
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル	4,230百万韓国ウォン	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	17	未収投資顧問料	7
SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港特別行政区	3,100千香港ドル	資産運用業	なし	運用の委託	運用助言報酬の支払 (注1)	3	未払金	1
					業務の委託	業務委託報酬の支払 (注1)	48	未払金	22

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社(株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
1株当たり純資産額	90,408円31銭	1株当たり純資産額	106,534円78銭
1株当たり当期純利益金額	29,699円13銭	1株当たり当期純利益金額	40,126円46銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成27年3月31日)	当事業年度末 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	4,520	5,326
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末純資産額(百万円)	4,520	5,326
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	50,000	50,000

(注) 2 . 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益(百万円)	1,484	2,006
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,484	2,006
普通株式の期中平均株式数(株)	50,000	50,000

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

5【その他】

（1）定款の変更等

平成28年5月25日付で、以下のとおり定款の変更をいたしました。

- ・本店の所在地を「東京都品川区」から「東京都港区」に変更いたしました。
（本店移転日は平成28年6月13日）

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

追加型証券投資信託
スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）
運用の基本方針

約款第 17 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託証券に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、以下の投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン籍円建外国投資法人 SPARKS・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド

証券投資信託 スパークス・マネー・マザーファンド受益証券

投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券、短期社債等（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以下とします。ただし、約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

投資を行う投資信託証券（以下、「組入投資信託証券」といいます。）における金融商品取引法第 2 条第 20 項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的に限定して行われるものであり、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、各組入投資信託証券におけるデリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）の残高に係る想定元本の合計額は各組入投資信託証券の純資産総額を超えないとする旨を各組入投資信託証券の信託契約書、目論見書等において規定しております。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質的な比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、スパークス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1,500万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成39年11月10日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,500万口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の全ての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されること

により定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第11条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、それぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の規定にかかわらず、取得申込日が香港の金融商品取引所の休業日、香港の銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日、英国の銀行休業日、またはケイマンの銀行休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第33条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

証券投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。)を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券

投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払を受けた委託者の指定する販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのうちいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額とします。なお、委託者の指定する販売会社は当該受益者に対し、償還金の支払を受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する、委託者の指定する販売会社が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該売却代金または一部解約金の支払を受けた委託者の指定する販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所所有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものならびに金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

前項により受益権の取得申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその取得申込の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の取得申込の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込の実行の請求を受付けたものとして、第1項の規定に準じて取り扱うものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口座の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で

定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 15 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 短期社債等(社振法第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
4. 投資証券もしくは外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 1 号を以下「公社債」といい、第 3 号および第 4 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第 16 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 19 条において同じ。)第 19 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 14 条および第 15 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資等ならびに第 18 条、第 22 条、第 23 条および第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者として権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 5 項および同条第 6 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指

図を行う他の信託財産との間で、第 14 条および第 15 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資等ならびに第 18 条、第 22 条、第 23 条および第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券の投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項の規定にかかわらず、約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること(投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。)が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

(信託業務の委託等)

第 19 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨

の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 22 条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の受益証券にかかる信託財産の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 23 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 25 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別途これを定めます。

（信託の計算期間）

第 27 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 11 日から翌年 11 月 10 日とすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 21 年 11 月 10 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第 28 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行

わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に関する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息(第 2 項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権にかかる費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(これらの訂正も含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書(訂正事項分を含みます。)の作成、販売用資料、商品内容説明用資料の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
8. 会計監査費用

委託者は、前項の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 10 の料率を乗じて得た金額を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

前項の諸費用は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税等相当額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託者に対して支弁されます。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第 30 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 85.5 の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項に規定する信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬等支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 31 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その

全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 32 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金(第 35 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 35 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

前 2 項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が、香港の金融商品取引所、香港の銀行休業日、英国の金融商品取引所、英国の銀行休業日またはケイマンの銀行休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 5 項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 36 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が 20 億口を下回ったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議 (以下「書面決議」といいます。) を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者 (委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約を解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了します。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、第 42 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第 42 条第 2 項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定に従い新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 44 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうち、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1 . 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2 . 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp/>

前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を、前条第 1 項のアドレスにおいて電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 20 年 11 月 12 日

(信託契約締結日)

委託者 東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号ゲートシティ大崎
スパークス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 東京都港区芝三丁目 23 番 1 号
中央三井アセット信託銀行株式会社

親投資信託
スパークス・マネー・マザーファンド
運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長をはかることを目標として安定運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の公社債に投資を行い利息等収益の確保をはかります。

(3) 投資制限

株式（新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。

国債、政府保証債およびこれらに準ずるとみなされる公社債への投資割合には、制限はありません。

同一銘柄の投資適合格付公社債（1 社以上の指定格付機関から BBB 格相当以上の格付を受けている公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。投資適合格付公社債以外への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は約款第 18 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

金融商品取引法第 2 条第 20 項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）の残高に係る想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



SPARX Asset Management Co., Ltd.